

特殊詐欺防止電話機等の 購入費補助

町では、迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止するため、特殊詐欺防止電話機等の購入費に対する補助をしています。予算が尽き次第終了となり、申請可能件数が残り7件となっており、申請を考えている方は、お早めにお申し込みください。

▼補助対象製品

- ①会話の内容を録音する旨の音声流れ、自動で録音することが出来る機器
 - ②特定の電話からの着信を自動的に判別し、通知、警告、切断等を行う機器
 - ③①または②の機能を有する固定電話機
- ▼補助対象者 町内に住所を有する65歳以上の方

▼補助金額 購入及び設置費用の2分の1(上限4,000円)

▼申請期間 対象の電話機を購入し、設置した日の属する年度末まで

▼申請方法 申請書に必要事項を記入し、領収書の写し、カタログなどの規格がわかるもの、保証書の写しを添付の上、提出してください。申請書は役場3階13番窓口防災安全課で配布またはホームページに掲載しています。

▼提出先・問合せ 防災安全課防災安全グループ ☎28・0355

消費生活相談について

町では、毎月2回、消費生活相談員による消費生活相談を行っています。商品やサービスの購入によるトラブル、悪質商法や不当請求による被害、多重債務問題についての相談をお受けします。

消費生活相談の日程は、町政案内ページでご確認ください。

○相談の例

- ・フリマアプリで商品を購入したら、商品画像と違うものが送られてきた
- ・インターネットで買い物をしたが、商品が届かない

▼問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎28・0944

木造住宅の無料耐震診断

町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、無料耐震診断事業を行っています。

役場6番窓口まちづくり推進課で申込をしていただくと、1〜2週間後に耐震診断員から電話がかかってきますので、診断の日程を決めてください。当日は、診断員が住宅にお邪魔して1時間程度の診断を行います。後日、結果報告書をお渡しするとともに耐震改修を行った場合の概算工費や一般的な補強のアドバイスをを行います。

過去の大規模地震では多くの方が建物の倒壊により亡くなっています。住

まいの耐震性を知り、必要な耐震改修や補強を行って、あなたとあなたのご家族の命を守りましょう。

▼申込み・問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎28・0944

暮らしのレスキューサービスの トラブルにご注意！

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、「暮らしのレスキューサービス」に関する相談が寄せられています。

暮らしのレスキューサービスとは、トイレの修理、水漏れ・排水管の詰まり、鍵の修理・交換、害虫の駆除等で業者が消費者の自宅に訪問して対処するサービスのことをいいます。

相談の内容は、安価な作業料金が表示されたインターネット上の広告を見て業者を自宅に呼んだところ、実際には当初見込んでいた金額とはかけ離れた高額な料金を提示され、急を要する事案のため、仕方なく契約してしまったというものです。

▼事例

・自宅に「ゴミブリが出たため、インターネット上の広告に「料金4,000円から」と書かれた業者に依頼し、自宅に呼んだところ、約10万円の料金を請求された。高額だと思いつつも、作業も済んでいたため仕方なく支払ったが、あまりにも高額すぎる。

▼アドバイス

・現場の状況次第では、必ずしも広告や電話の説明どおりの料金で依頼できるとは限りません。Webサイトや広告に表示された安価な料金を信じ込まないようにしましょう。

・不安をおおられたり、高額な契約を急がされたり、次々と高額な作業を提案された場合は、無理にその場で判断せず、契約や作業を断りましょう。

・作業が終了した後に、作業前に提示された金額と異なる高額な料金を請求された場合は、その場での支払いは断り、後日納得した金額で支払う意思があることを伝えましょう。

・特定商取引法の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。

・不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン」☎188に相談してください。

▼問合せ 県消費生活総合センター ☎052・962・0999
消費者ホットライン ☎(局番なし)188